ЖЖЖ

来年からは、課税対象8万円、非課税4万5千円となります。

2007年4月1日に既に65歳以上で遺族厚生年金の受給権を持つ人は対象になりませんが、65歳未満で遺族厚生年金の受給権を持っている人は対象になります。

厚生労働省は、自分が納付した保険料を年金給付額に反映させるための改正と説明しているのですが。

小さな親切、大きなお世話ですよね。

==========

★年金トピックス～年金基礎知識ーその19ー

被扶養者の収入要件

健康保険の被扶養者に該当するかどうかの条件に「収入」があります。

年間収入130万円未満であれば、被扶養者として認められます。
60歳以上の方、障害者の方は年間180万円まで認められます。
この収入には、パート、アルバイトの収入、そして年金も含まれます。
年金には、老齢、遺族、障害とありますが、これら全て含まれます。

年金は、高齢者や障害を持つ方、そして働き手を亡くした方の生活のベースです。
大いに越したことはないはずなのに、その年金が多ければ、被扶養者にもなれないというのは、納得がゆきません。

==========

～～～～～～編集後記～～～～～～～～
西日本では梅雨末期に多い豪雨の災害が
発生して心配です。
早く梅雨が明けてほしいです。
京都の梅雨明けは、例年祇園祭の後のようですが。
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
****

年金についてのご相談なら
西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士＆年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F　N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com
WEBサイトhttp://www.nishio-sr.com
＊このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。＊
****

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～
発行システム:『まぐまぐ！』http://www.mag2.com
配信中止はこちら』http://www.mag2.com/m/0000180112.html